

2002年11月14日  
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

住宅防火診断業務にかかる個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2002年（平成14年）11月8日付けで諮問（第110号）された住宅防火診断業務にかかる個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性を認める。
- (3) 同条例第8条第3項第2号及び第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住宅防火診断業務に必要な個人情報を本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過について

- ア 住宅火災による死者は、全国的にも建物火災による死者の大部分を占め、特に高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い状況にあるため、高齢社会が進展するにつれて本市においても火災による死者が急増することが懸念される。
- イ このような状況にかんがみ、藤沢市においても住宅火災による死傷者の低減を

図るべく、火災時に援護が必要とされる寝たきり老人及び独居老人に対する防火対策として、すでに住宅防火診断を実施している。しかし、本業務を行うにあたっては、あらかじめ藤沢市個人情報保護制度運営審議会に対して諮問をしていなかったため、今回諮問するものである。

ウ なお、本業務は、直接的には、南・北消防署警備課が実施する業務であるが、予防課において定める火災予防運動実施計画に基づいて実施されており、火災予防業務に関する統括課である消防本部予防課において諮問をすることが適切であることから、本業務の諮問については、予防課が行うものである。

(2) 本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性について

ア 本人以外のものから収集する必要性について

本業務に必要な個人情報の収集対象者は、平成13年度実績で4,791件と多く、一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であり、行政執行に著しい支障が生じるため、個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。

なお、収集する個人情報の範囲は、65歳以上の一人暮らし老人約4,400人及び65歳以上の寝たきり老人約400人に関する住所、氏名、年齢、性別、電話番号を高齢福祉課から収集する。

イ 目的外利用する必要性について

本業務の対象件数が多いことから、市内全世帯を訪問し収集することは物理的に困難であり、他の行政目的によって収集された個人情報を本業務に活用することが合理的であるため、目的外利用する必要がある。

なお、目的外利用する課は次のとおりであり、全7課である。

消防本部予防課  
南消防署管理課  
南消防署警備一課  
南消防署警備二課  
北消防署管理課  
北消防署警備一課  
北消防署警備二課

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務は、防火対策として住宅防火診断を実施しているのであり、生命を守ることが目的であり、通知しないことが本人の不利益とはならないこと、また、通知する対象者が約4,800人と多く、通知に要する費用や事務量が膨大となり効率性が著しく損なわれることから、本人以外のものから収集及び目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

- (1) 本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性について
- ア 対象者が高齢者であるため、本人から収集することが著しく困難なこと、また、本人から収集を拒否されたことによって行政執行に支障が生じるため、本人以外のものから収集する必要性は認められる。
- イ 本業務の対象件数が多いことから、市内全世帯を訪問し収集することは物理的に困難であり、他の行政目的によって収集された個人情報をも本業務に活用することが合理的であるため、目的外利用する必要性は認められる。
- (2) 本人に通知しないことの合理的理由について
- 本業務は、対象となる方の生命を守ることを目的としているため、本人に不利益となるものではなく、また通知する対象者が多数で当該通知の費用及び事務量が膨大となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

以 上